

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (初姓日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ルアンパバーン市上水道拡張計画（詳細設計）に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ルアンパバーン市上水道拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な両政府の購入	97,000千円 2021.9.30まで	2019.3.20 ビエンチヤンで (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 オス側 センペット・フ ンアソニャ外務副大臣	2019.4.3 110号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等（水産分野）を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.3.20 ビエンチヤンで (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 オス側 センペット・フ ンアソニャ外務副大臣	2019.4.3 111号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等（治安対策分野）を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.3.20 ビエンチヤンで (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 オス側 センペット・フ ンアソニャ外務副大臣	2019.4.3 112号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2019.3.20 ビエンチヤンで (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 オス側 センペット・フ ンアソニャ外務副大臣	2019.4.3 113号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	308,000千円 2027.12.31まで	2019.5.30 東京で (同日)	日本側 引原毅在ラオス大使 オス側 ビロート・ス ンダーラー駐日大使	2019.6.12 35号
ラオス	ルアンパバーン市上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ルアンパバーン市上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,922,000千円 2026.12.31まで	2019.10.5 ビエンチヤンで (同日)	日本側 若宮健嗣外務副大臣 オス側 トンパビン・サ ラベット外務副大臣	2019.10.29 186号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	2019.12.23 ビエンチヤンで (同日)	日本側 竹若敏三在ラオス大使 オス側 トンサワロン・ボ ムガイハーン外務副大臣	2020.1.16 9号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。